

【10月・11月の行事】

- 10/1, 2 法と心理学会第12大会（名古屋大学）
10/3, 4 児童相談所の専門家を対象にした研修/2011年度第1クール1回目（北海道大学）
10/18, 19 フランク・パトナム教授 講演会（札幌）
10/29, 30 JST「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域 平成23年度合宿（船橋）
11/7, 8 児童相談所の専門家を対象にした研修/2011年度第1クール2回目（北海道大学）
11/29, 30 「子どもから事実を聞き取るための面接研修（後期）」（島根県）

【6月・7月の行事報告】

6/13, 14

「子どもから事実を聞き取るための面接研修」（島根県）（平成23年度児童虐待対応職員資質向上研修「子どもから事実を聞き取るための面接研修～暴力被害を受けた児童からの事実確認面接～」）

島根県（中央児童相談所）の主催で、松江合同庁舎において、児童相談所職員・児童福祉に携わる行政関係者を対象とした司法面接（事実確認面接）研修を行いました。これは6月と11月にそれぞれ12時間（1日半）行われる研修の前半となります。参加者は47名程でした。導入講義、話さない子ども、自由報告の練習、3度にわたるロールプレイなどを行いました。受講者の先生方の熱い思いに深く触れさせていただいた研修でした。

6/23

司法面接研修（札幌南藻園）

岩見沢市のグリーンランドホテルにおいて、北海道児童養護施設協議会の中堅職員研修「事実確認と司法面接」（4時間）が行われました。導入講義の他、自由報告やDVDを見ての演習を行い、また、非行が疑われる少年からの聴き取りについてのディスカッションも行いました。元北海道中央児童相談所の大場信一所長のお話も伺うことができ、学びの多い会でした。

7/22

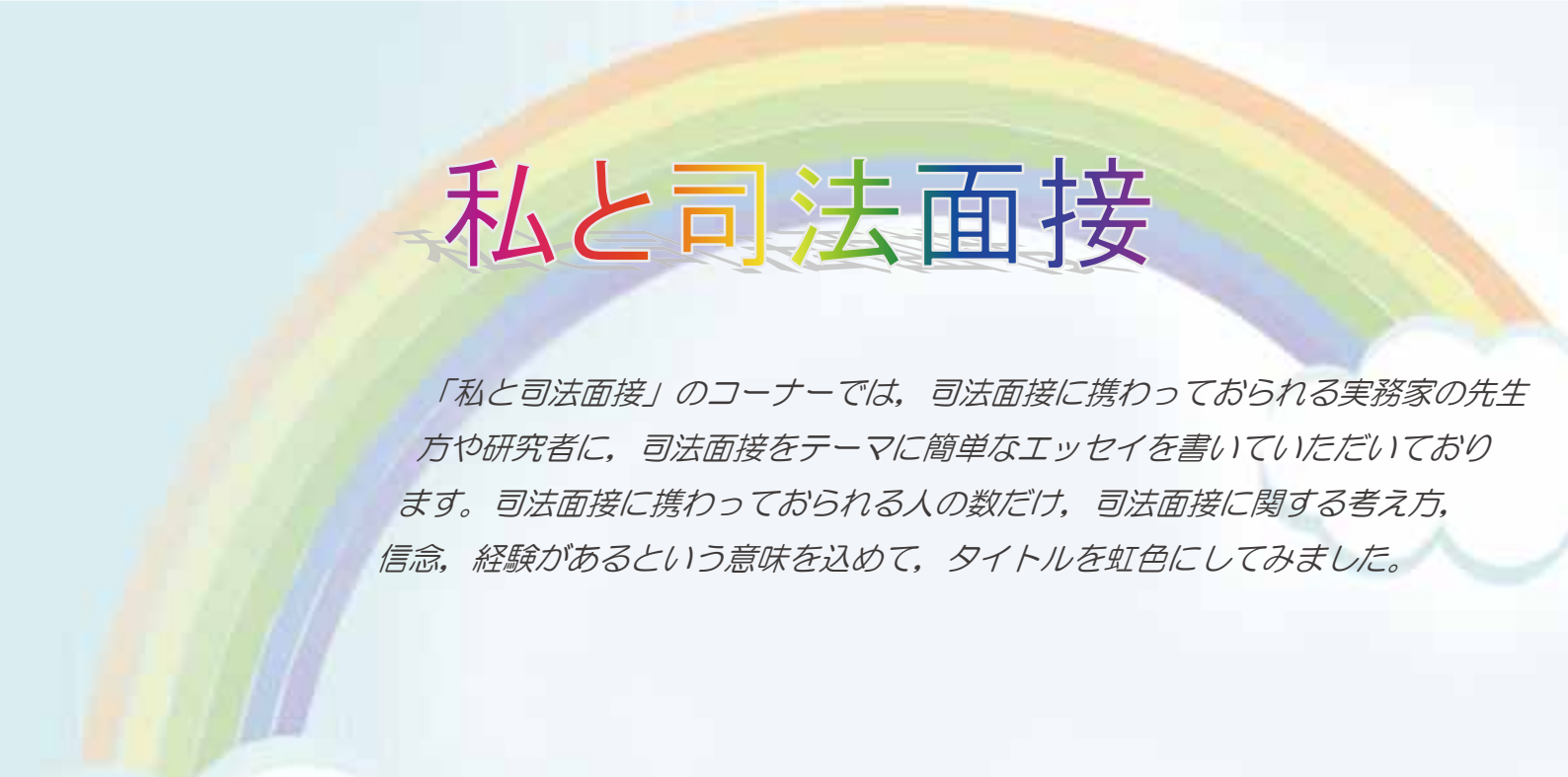
旭川弁護士会シンポジウム

旭川市内の旭川グランドホテルにおいて、旭川弁護士会の中村元弥弁護士の企画により、北海道弁連大会記念シンポジウム「裁判員裁判における情状弁護を考える」が行われました。パネリストは元裁判官で、裁判員裁判の裁判官も務められた兵庫弁護士会の安原浩弁護士、法務省で矯正・更生にも造詣の深い龍谷大学法務研究科の浜井浩一教授、仲でした。情状弁護という観点から、安原弁護士は裁判員の法的判断と裁判員裁判への期待、浜井教授は刑務所の実情と（常識とは異なる）再犯防止に関わる要因、仲は法務研究科の授業分析から、模擬接見における面接の特性（オープン質問に効果あり）の報告を行い、議論しました。広く目が開かれる思いのするシンポジウムでした。

7/23

札幌臨床心理士会講演

札幌市内生涯学習センターちえりあにおいて、北海道臨床心理士会第2回研修会「子どもへの司法面接」として5時間の講演・研修を行いました。登録参加者は69人程でした。講義と自由報告の演習、振り返りを行いました。また、心理相談における守秘義務の問題、性虐待と性被害における対応のあり方等につきディスカッションを行い、新たな視点を得ることができました。



私と司法面接

「私と司法面接」のコーナーでは、司法面接に携わっておられる実務家の先生方や研究者に、司法面接をテーマに簡単なエッセイを書いていただいております。司法面接に携わっておられる人の数だけ、司法面接に関する考え方、信念、経験があるという意味を込めて、タイトルを虹色にしてみました。

被害事実の確認？調査？

東海大学健康科学部社会福祉学科

菱川 愛

2006 年、神奈川県児童相談所を始めとして子どもの虐待の調査に司法面接という面接手法が多くの児童相談所において用いられるようになりました。司法面接が虐待の事実の有無を浮かび上がらせるリトマス試験紙ではなかったことがわかってきたところではないでしょうか。事実の確認という言葉のアセスメントと置き換えて見た方がすっきりするかもしれません。司法面接で事実を確認することはできませんから。

面接は、リスクをアセスメントする調査過程の一部です。仮に何があったかという出来事を子どもが語ることが出来なかったとしても、リスク・アセスメントという枠組みからすれば、事前情報に鑑み、子どもの様子を直接観察したことのなかから意味を見出すことが出来ると思います。面接がアセスメントの更なる肉付けになった

と思います。「子どもが話さなかったこと＝事実がなかった」という単純な図式は成り立たないからです。逆も同じです。「子どもが話した＝事実」も。

同じ観点から、子どもたちの直近あるいは近未来のリスクを査定することに直接関連しない被害の聞き取りは、司法面接の目的に叶わないのではないかと考えています。例えば、何年か前に起きた性的被害で、現在は再び起きる可能性がない被害について心理的なトラウマの深さを知りたいとか、また幼児の時に性虐待が起きていたと保護者が推測するできごとを、数年経って学齢期の年齢になった子どもに何があったかを聞くとか。

子どもが語ったことを事実として保護者の説明や態度（否認）を査定したり、対峙したりするのではなく、どういうコンテキストにおいて性虐待が起きたのか、続いたのか、児童相談所はどのぐらいリスクを深刻に捉えているか、それはなぜかというアセスメントを保護者、ソーシャルネットワークと共有する。このようにケースワークの基本がきちんと展開していくところに司法面接が役立つことを願っています。

バックスタッフ日記

2. メモの取り方

バックスタッフの仕事は、観察室で面接を観察し、メモを取ることです。バックスタッフは、直接面接するわけではありませんが、面接者と同じぐらい責任を持って面接に臨まなければなりません。面接者は、子どもの話を聞きながら、次の質問を考える、また、オープンで聞いているかを意識しながら面接しているため、面接全体を把握し、現時点でどの程度情報が出ているのかを考えることは非常に難しいといえます。そのため、全体的な視点で面接を見守るのは、バックスタッフの仕事であると言えます。

バックスタッフとして、どのようにメモを取るかということには正解はなく、その人自身のスタイルや、自分のやりやすい方法を模索していくのが一番効果的であると海外の研修で教わりました。今回は、大変恐縮ですが、私の例をご紹介しますと思います。

1. 観察室に持ちこむもの

私は、バックスタッフとして観察室に入る際には、必ず、切り取り可能なノートと4色ボールペンを持っています。ノートはよくある大学ノートみたいなもので、切り取り線がついていて、後で切り離すことが出来るものを使っています。以前に、レポート用紙のように、縦方向にページをめくるようなものを使っていたのですが、縦にめくると、前のページに書かれていた内容を確認する際に手間がかかり、ページの裏側にメモするのが難しいということがありました。また、バラの用紙だと、書いているうちに、どの紙にどの情報が書かれているのか解らなくなったり、他の紙の情報を確認するためにその紙を探しているうちに用紙がバラバラになり、面接を聞きながら、同時に紙の順番を整理するのが大変ということもありました。以上の理由で、ノートに落ち着きました。



さらに、このノートは、切り取り線があり、非常に便利です。また、この切り取り線はレポート用紙のように簡単にはがれるタイプではなく、本気で「切り取るぞ!!」と思わないと切れないものです。面接が終わったら、すぐに切り取り、ケースのその他の情報と一緒にファイリングします。間違っても、次の面接に、前のケースの内容が書かれたままのノートを持っていくことはありません。メモであっても重要なケースの情報。録画と一緒に証拠として提出しなければならないような場合も想定



し、大切に保管しておくことが重要だと研修で学びました。ただし、私は字がきれいな方ではないので、証拠物として提出したところで、私以外の人が解読できるかどうかは不明です…。

ボールペンは、2色以上のものが自分に合っていることにある時気が付きました。黒色でドンドンメモをとって行きます。いつ、どこで、だれが、どうしたなど主要な情報が出てきたら、それに別の色（例えば赤色）で○をつけながらメモをとります。さらに、ブレイクの際にもう一度確認したいと思う部分や、もう少し情報が欲しいと思うキーワードなど、気になった情報にまた別の色（例えば青色）で線を引きながらメモを取ります。これらの情報に関しては、面接が進むにつれて後で自発的に子どもから出てくるかもしれません。しかし、その時気になったことは、後から何が気になったのか思い出せなくなるのを防ぐため、その時点で一応印をつけておきます。実際の面接では、ブレイクではあまり時間にとれません。面接者が戻ってきてから追加質問を考えるのではなく、すぐに必要な事を伝えられるように、面接を聞きながらマーカーをつけて行く作業には4色ボールペンはとても便利です。

2. 聞き取りをしながら、情報の整理をする

バックスタッフとして一番重要なのは、面接者の代わりに情報を整理し、現在どのような情報が解っていて、どのような情報がまだ足りないのか、これまでの情報でもう少し明確にすべきことがあるかを把握し、面接者に伝えることです。

司法面接は、特定の出来事についての情報を収集することが目的です。そのためには、「いつ（年齢によっては難しい場合もありますが）」、「どこで」、「誰が」、「何をした」という情報が重要となります。私は、面接がはじまる前に必要な情報を書き込むための表を作っておきます（海外の研修でこの方法を聞き、自分に合っていると思ったので取り入れました）。ページの左側に表を作り、右側にドンドン面接で子どもが言った内容を筆記していきます。そして、その都度情報がでてきたら、表に書きこんでいきます。そうすることで、今どの情報が解っていて、どの情報が解っていないのかが一目でわかります。また、複数の出来事については、出来事ごとにページを変えてメモします。

人物	お父さん、お母さん、お兄さん
場所	お父さんとお母さんと お兄さんと一緒に食べた
いつ	その日、お兄さんと お母さんと一緒に食べた
なに	お兄さんとお母さんと お兄さんが食べた

（室員 上宮愛）

研究通信



「研究通信」のコーナーでは、支援室の室員、仲研究室の院生を中心に、司法面接に関連する学術研究を簡単にご紹介していきます。

証言を聞く際、その出来事の場所に行くほうが、記憶は想起されやすいか？

A comparison of mental and physical context reinstatement forensic interviews with alleged victims of sexual abuse. Hershkowitz, I., Orbach, Y., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2002) *Applied Cognitive Psychology* 16, 429-441.

出来事を思い出す際、その出来事が起こった文脈と、想起した文脈とが近いほうが思い出されやすいとする研究があります。これは「文脈依存記憶」と呼ばれます。出来事と文脈が結びついて記憶されるために、文脈が手がかりとして機能するのです。本研究では、性的虐待を受けたとされる子どもたちの証言を3つの異なる文脈で聞き取りました。

方法

①**物理的に文脈を回復する条件 (PCR 条件)**：出来事が起こった場所と同じ場所で聞き取り、文脈を物理的に再現する条件。文脈を物理的に再現するとは、つまり出来事が起こった場所と、環境がまったく同じ場所で聞き取るということです。

②**心的に文脈を回復する条件 (MCR 条件)**：文脈手がかりのない面接者のオフィスで聞き取り、その際に、出来事が起こった場所を思い出してもらうことで心的に文脈を再現する条件。心的に文脈を回復するとは、つまり出来事が起こった場所を心の中で再現（イメージ）してもらった後、聞き取るということです。

③**統制条件**：面接者のオフィスで聞き取るのみの条件。

これらの条件の違い以外では NICHD プロトコルの手順が採用されていました。また、面接者の発話を5つのカテゴリに分けました。

①**誘いかけ（オープン質問）**：想起を促す言葉（「起こったことすべてを教えてください」など）

②**促し**：話を続ける言葉（「はい」「そう」など）

③**方向付け（WH 質問）**：子どもが話していたことについて、その詳細を聞く言葉（「いつそれが起こったの？」「それは何色だったの？」など）

④**選択肢の提示（クローズ質問）**：子どもが話していなかったことについて、その詳細を「はい」か「いいえ」で答えさせる言葉（「彼はあなたの服の下にふれたの？」など）

⑤**暗示**：期待される反応を引き出す言葉や子どもが明らかにしていないことについて決め込む言葉（「彼はきみにそうするのを強いたんだよね？」）

結果

PCR 条件でも MCR 条件でも、子どもから引き出せた情報量は変わりませんでした。ただし、PCR 条件では、MCR 条件よりも、WH 質問、クローズ質問、暗示に対する情報の割合が多くなってしまいました。多くの研究者がこれらの質問よりもオープン質問のほうが正確な情報を引き出せるとしているので、MCR 条件のほうが PCR 条件よりも質の高い想起と結びついているといえます。また、MCR 条件では統制条件に比べてオープン質問に対する反応量が高かったのですが、PCR 条件は統制条件とほぼ同じでした。MCR 条件では年齢に関係なく反応量が多いという結果でした。

まとめ

本研究は、報告を得る際に、その出来事が起きた現場に行ってもらいよりも、その場所を想起し、心的に文脈を再現してもらうことによって、記憶が想起されやすくなることを示唆しています。心的に文脈を再現するのは、わざわざ出かけるよりも容易であり、想起に関わるさまざまな面接で役立つと考えられます。ただし、心的な文脈再現は、フラッシュバックを引き起こす可能性も指摘されており、臨床場面では注意が必要です。

論文紹介者

広瀬 拓（ひろせ たく）

北海道大学文学部心理システム科学講座 4年

表 1.3 つの実験条件における実質的な情報量

	物理的 n=46	心的 n=46	統制 n=50
それぞれの誘いかけに対する平均単語反応数	19.31	50.67	30.62
それぞれの誘いかけに対する平均詳細情報数	5.45	10.76	8.66
「すべてを話してください」に対する単語反応数	92.20	153.09	172.16
「すべてを話してください」に対する詳細情報数	31.41	51.93	48.64
誘いかけに対する自由報告中の単語数	93.38	149.35	182.92
誘いかけに対する自由報告中の詳細情報数	36.09	55.07	56.00
誘いかけに対する単語反応数の割合	45.98	55.40	46.21
誘いかけに対する詳細反応数の割合	44.05	54.52	47.20
指示的な質問に対する詳細情報の割合	36.94	26.28	31.24